

## 第2章

### 特許庁の国際的な枠組みの中での取組

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠であり、また、円滑にかつ予見性高く知的財産権を取得できることが望ましい。企業のグローバルな経済活動を支えるために、各国の知的財産システムの更なる調和や新興国等における知的財産のインフラ整備が強く求められている。我が国特許庁では、日米欧中韓の五大特許庁会合や日中韓特許庁会合等における制度調和や特許分類に関する議論をリードする一方、成長著しいASEANのようなアジア新興国とも連携強化を図るなど、国際的な枠組みの中においてグローバルな知的財産システムの構築を目指している。

#### 1 多国間会合における取組

##### (I) 日米欧中韓五大特許庁会合 (IP5)

###### ①概要

2013年の世界の特許出願件数約257万件のうち、日米欧中韓の五大特許庁（以下、「五庁」という。）への出願は約208万件と8割近くを占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国（ハワイ）にて長官会合を初めて開催した。五庁長官会合では、出願件数・ワークロードの増加に対応するため、審査結果の相互利用、手続の簡素化、審査の質の維持・向上等の課題について三つの作業部会（WG1：分類、WG2：情報技術関連、WG3：審査関連）で検討を行っている。

2014年6月に開催された第7回長官会合では、我が国特許庁から、ユーザーが審査結果を適時に得られるようにすることについての共通認識をとりまとめたポリシーを提案し、五庁で合意したほか、特許審査のワークショップを促進するための特許審査情報を利便性よく参照できるグローバルなシステムの整備について意見交換をした。

###### ②主要プロジェクト概要

###### a. 作業部会1：分類調和<sup>1</sup>

五庁協力のもと、各庁の詳細な内部分類を用いて、国際特許分類（IPC）を細分化させるプロジェクト。従来、CHC(Common Hybrid Classification) プロジェクトとして議論が行われてきたが、各庁の立場の相違から当プロジェクトが停滞してしまったため、2013年6月の五庁長官会合の合意に基づいて、(i) 整合している内部分類をIPC化する活動<sup>2</sup> (Activity i)、及び、(ii) 新規技術に対応した分類を協働して創りIPC化する活動 (Activity ii) からなる、GCI (Global Classification Initiative) の枠組みが開始された。GCIの枠組みでのIPCの細分化は着実に実施されており、2015年2月時点で33のIPC改正プロジェクトが設立され議論が行われている。

###### b. 作業部会2：情報技術関連

###### (i) 特許情報

2013年6月に開催された第6回五庁長官会合において、特許審査における先行技術調査の対象である特許公報データ等の特許情報

1. 第2部第1章2. (2) ④参照

2. 内部分類改正の結果、整合する場合を含む

に関し、障壁なき特許情報の普及を目的とした「五庁特許情報ポリシー」が合意された。同ポリシーには、特許庁は特許情報をマージナルコスト又は無償で提供すべきとする基本原則、及び、特許庁間で無償交換された特許情報の利用範囲や条件が定められている。「五庁特許情報ポリシー」の合意を受けて、同ポリシーに基づいて交換する特許情報の対象や実施時期について議論がなされ、2014年6月に同ポリシーのアクションプランとして合意された。

#### (ii) グローバル・ドシエ<sup>1</sup>

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願・審査関連情報（ドシエ情報）の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。これまで我が国特許庁は、五庁審査官が各庁における関連する出願のドシエ情報を一括して表示可能なワン・ポータル・ドシエ（OPD）を主導的に推進し、2013年7月に審査官用OPDのサービスを開始した。更に、特許庁間のドシエ情報共有ネットワークをグローバルに拡大するべく、我が国特許庁のOPDと世界知的所有権機関（WIPO）が中小規模庁向けに開発したドシエ情報共有システム（WIPO-CASE）とを連携したネットワークを2014年3月に確立した。審査官用OPDを広く一般ユーザーにも利用可能にする取組が五庁で推進されている。また、ITを活用した新たなサービスを実現すべく、複数国への出願の際の手続を簡素化するサービスの検討も進められている。

#### c. 作業部会3：審査関連

##### (i) 審査結果の適時性

五庁のワークシェアリングの取組として、これまでの数年間、適時性に関する議論が行われており、我が国特許庁から、ワークシェアリングに資する審査の適時性に関する五庁

の共通認識（最終処分までの適時の着手の重要性、審査の品質向上、モニタリングの必要性等）をとりまとめたポリシーを提案し、2014年6月に開催された第7回五庁長官会合で合意した。

##### (ii) 共通トレーニングポリシー

各庁の審査官向けの研修に関する情報共有等を目的としたプロジェクト。五庁間の研修相互参加を含めた取組について、今後の具体的な活動内容を五庁間で検討している。

##### (iii) 審査実務と品質マネジメントの共通ルール

審査実務のルール及び品質マネジメントシステムについて、五庁間で情報を交換し、分析・研究を行い最終的には共通化することを目的とするプロジェクト。2014年は、各庁が選択した特定技術分野のサーチ実務に関するガイドラインを作成した。また、五庁の間で品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めると共に、ワークシェアリングを強化しつつ、各庁の審査の質を向上させるために、五庁の品質管理担当者が初めて一堂に会した品質マネジメント会合（IP5 Quality Management Meeting）が開催された。今後、五庁で集中して議論を行うトピックについて意見交換がなされ、次回の作業部会3においても品質マネジメント会合を開催することに合意した。

##### (iv) 審査のための共通統計パラメータ

五庁間で異なる定義の統計パラメータ（指標）を明確化するとともに、各庁間で比較可能な共通統計パラメータを構築し、比較可能な統計パラメータで審査関連統計情報を交換できるようにするプロジェクト。今後は、共通統計パラメータの修正、及び、共通パラメータの下に交換される統計情報に基づいてワークシェアリングを支援するための方法論について検討を行うこととしている。

1. 第2部第5章2. (2) 参照

### (v) 五大特許庁による特許審査ハイウェイ<sup>1</sup>

五大特許庁（以下五庁）相互間での特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組。2014年1月より試行プログラムを開始。これにより、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始された。また、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含むすべてのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。今後、五庁会合の場を通じて、PPH申請要件の統一、品質向上、内部管理について議論を進め、五庁による特許審査ハイウェイがより利便性のよい枠組みとなるように検討する。

### ③制度調和

2014年6月に開催された第7回五庁長官会合において、特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた調和の議論を進める項目について五庁間で検討され、記載要件、出願人による先行技術の開示義務及び発明の単一性の三項目を、優先的に議論を進める項目とすることに合意した。



2014年6月 第7回五大特許庁長官会合  
（韓国・釜山）

（写真）左から、高木事務局長補（WIPO）、申局長（SIPO）、羽藤長官（JPO）（当時）、キム庁長（KIPO）（当時）、パティステリ長官（EPO）、リー副長官（USPTO）（当時）

### (2) 日米欧三極特許庁会合

三極特許庁会合は、1980年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を

解決するために、我が国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）及び欧州特許庁（EPO）の三極特許庁の間において創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、継続的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェアリング、PCT等、幅広い分野について議論を行い、2012年11月には三極協力30周年の歴史的節目を迎えた。

2015年3月には、我が国特許庁主催で第33回三極特許庁長官会合が開催され、複数庁の特許審査情報をワンストップで一般ユーザーにも提供する環境整備やITを活用した新たなユーザー向けサービス等の実現に向け協力を進めていくことに合意した。また、特許制度運用調和に向け、ユーザーからの要望を踏まえ、引き続き三極で協力しながら貢献していくことで合意した。



2015年3月 第33回三極特許庁長官会合  
（横浜）

（写真）左から、パティステリ長官（EPO）、伊藤長官（JPO）、リー副長官（USPTO）（当時）

### (3) 商標五庁会合（TM5）

#### ①概要

「TM5」は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、韓国特許庁（KIPO）、中国国家工商行政管理総局（SAIC）の商標五庁間の協力により、各国企業の商標及び意匠が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図る

1. 第2部第1章3. (I)①参照

ことを目的として2011年12月に創設された枠組み<sup>1</sup>であり、2012年10月に第1回TM5年次会合がスペイン・バルセロナで開催され、2013年12月に第2回会合が韓国・ソウルで開催された。

2014年12月に東京で開催された第3回会合では、我が国がリードする二つのプロジェクトにおいて、TM5初となる報告書を取りまとめた他、計12のプロジェクトの成果を盛り込んだ共同声明を発出した。また、会合中の12月5日には、これもTM5初となる、一般ユーザーを対象とした商標ユーザーセッションを開催した。さらに、意匠分野においては、各国におけるデザインの重要性の高まりを受け、これまで日米欧韓の4庁で開催してきたTM5意匠セッションを同会合から分離し、新たに中国を加えた意匠五庁会合(ID5)を創設することに合意した。

## ②商標分野のプロジェクトの概要（括弧内は各プロジェクトの議論をリードする担当庁）

### a. 悪意の商標出願対策プロジェクト（JPO）

周知・著名商標等が海外において無関係な第三者により無断で商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」は、世界的な問題となっている。本プロジェクトの一環として、2013年10月に主催した第1回「悪意の商標出願セミナー」に続き、第2回セミナーを2014年5月の第136回国際商標協会（INTA）総会開催期間中に香港で開催した。さらに、12月の第3回TM5年次会合においては、我が国の主導で「悪意の商標出願」に対応するための各国の制度・運用を報告書に取りまとめ、各庁から高い評価を得るとともに、「悪意の商標出願セミナー」を定期的で開催し、今後も悪意の商標出願について研究を深め、対応策を検討していくことに合意した。

### b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト（JPO）

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクト。2014年3月に、担当者会議を東京で開催し、さらに第3回TM5年次会合においては、我が国の主導で、図形商標をイメージ検索する場合の課題及びその解決策、イメージサーチシステムを導入する場合の利用方法など、これまでの共同研究の成果を報告書に取りまとめた。この報告書は、今後の図形商標検索システムの発展に資するものとして各庁から高く評価された。また、この共同研究を今後も行っていくことに合意した。

### c. 国際商標出願の利便性向上プロジェクト（JPO）

1回の出願で複数国への出願が可能となるマドリッド協定議定書の利用が年々拡大している。一方、権利を取得するための制度や手続（官庁からの通知への応答期間等）は国毎に異なり、言語の違いもあることから必要な情報の入手が困難である。このため、第2回TM5年次会合において、我が国から、TM5の協力によりユーザーが必要とする情報を分かりやすい形で提供していくことを提案した。第3回会合においては、我が国の主導で、WIPOと共同して、各指定国（出願先）における制度や手続に関する情報を分かりやすいフォーマットで提供していくことが合意された。

### d. TM5 ワークショッププロジェクト（JPO）

2014年5月に開催されたTM5中間会合で、我が国が新規提案したプロジェクトである。TM5の各プロジェクトでは扱わない各庁及びユーザーの関心の高いテーマを扱い、

1. 意匠分野の会合は、SAICが意匠を所管していないことから日米欧韓の四庁により実施している。

TM5 官庁間の互いの商標制度や審査運用に関する理解及び議論を深めることを目的とするプロジェクト。第3回 TM5 年次会合では、本プロジェクトが、OHIM 提案の「TM5 プロジェクトにおけるユーザーの関与に関する議論」と密接な関わりを持つことから、我が国と OHIM が共同して、TM5 におけるユーザーとの交流全般について、その具体的な進め方を提案することとなった。

### e. 商標情報におけるユーザーフレンドリーなアクセスプロジェクト (TM ビュー) (OHIM)

「TM ビュー」とは、OHIM が開発した各国商標庁の商標関連情報を一括して検索・照会できるツールであり、各庁の参加が検討されている。第3回 TM5 年次会合では、JPO は早期のデータ提供を目指すとともに、引き続きプロジェクトに取り組んでいくことに合意した。

### f. タクソノミーと TM クラスプロジェクト (OHIM)

「TM クラス」とは、OHIM が開発した各国商標庁において認められる商品・役務表示を一括して検索・照会できるツールであり、「タクソノミー」とは、この TM クラス内に蓄積されている商品・役務表示を階層構造化して表示しようとする試みである。第3回 TM5 年次会合では、階層構造とグループタイトルについて引き続き検討するため、2015 年 7 月に第3回分類専門家会合を開催することに合意した。

### g. 共通統計プロジェクト (OHIM)

合意された共通の統計指標に基づき、各庁の統計データを定期的に交換するとともに、共通の統計指標について検証するプロジェクト。年に1回の頻度で各庁の統計を交換し、公表可能なデータを TM5 ウェブサイトに掲載する。第3回 TM5 年次会合では、OHIM

から出願件数等の予測方法が紹介され、各庁は、その予測方法に関する実務レベルの会合の開催可能性を検討することに合意した。

### h. ID リストプロジェクト (USPTO)

商標出願で指定する商品・役務の表示 (ID) として相互に受け入れ可能な表示のリスト (TM5 ID リスト) を作成するプロジェクト。現在、約 14,400 件の商品・役務表示が掲載されている。2015 年 1 月 26 日から TM5 ウェブサイト上で TM5 ID リスト専用の検索ツール<sup>1</sup>が利用可能となった。また、TM5 官庁のみならず、現在、カナダ、メキシコ、フィリピン、ロシア、シンガポール、コロンビア、チリの7か国が協力覚書を結び参加している。今後、本プロジェクトへの ASEAN 諸国の参加を促す働きかけや、マドリッド制度ユーザーの利便性向上のため、WIPO に対し TM5 ID リストの表示を WIPO・MGS に統合する検討を促す働きかけを行っていく予定である。

### i. 共通ステータスプロジェクト (USPTO)

ユーザー向け商標情報の提供において、商標の状態 (権利存続・消滅、不服審判中等) に関する情報をユーザーにわかりやすく提供するため、各庁で共通に採用できる商標の状態の表示を検討するプロジェクト。第3回 TM5 年次会合では、各庁で共通に採用できる商標の状態の表示及びそれらに対応する定義の一覧表について合意した。

### j. 非伝統的商標へのインデックス付けプロジェクト (USPTO)

各庁における非伝統的商標の検索方法の調査及びベストプラクティスの共有を行い、最終的には、各庁共通の非伝統的商標のインデックス付けスキームの作成を目指すプロジェクト。2014 年 5 月に開催された TM5 中間会合で USPTO より新規提案され、12 月の第3回 TM5 年次会合において、正式に

1. TM5 ID リスト検索ツールの運用開始のお知らせ [http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tm5\\_idlist.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tm5_idlist.htm)

TM5 プロジェクトとして承認された。

#### k. TM5 ウェブサイトプロジェクト (KIPO)

TM5 によるウェブサイト構築し、TM5 の取組に関するユーザーへの情報提供の充実を目指すプロジェクト。2014 年 5 月に、TM5 ウェブサイトが正式にオープンし、TM5 の会合の予定や、共同声明、各プロジェクトの概要や進捗状況等が掲載されている。今後も、各プロジェクトの報告書等を掲載するなど、ウェブサイト上のコンテンツの充実を図る予定である。

#### l. 審査結果に関する比較分析プロジェクト (KIPO)

各庁の審査基準や実務について理解を深めることを目的とするプロジェクト。第 3 回 TM5 年次会合では、マドリッド協定議定書に基づき TM5 各庁に出願された商標を調査することに合意した。調査内容及び調査対象となる事例の総数については、引き続き検討を行う。

#### ③意匠分野のプロジェクトの概要

複数の国に対し意匠登録出願を行う企業等の利便性向上の観点から、各国で異なる意匠登録のための図面要件（図面数、図の種類等）を一覧比較した報告書を作成。第一段階として、参加庁の相互理解のための報告書を作成し、完成を確認した。報告書の情報更新やユーザーへの公開方法については、今後 ID5 において検討される。

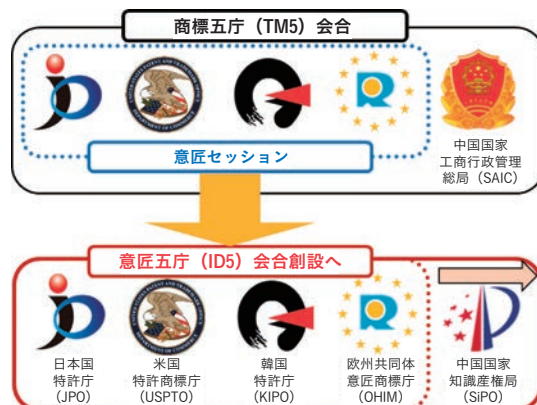
#### (4)意匠五庁会合 (ID5) 創設

これまで意匠分野の多国間での議論の場は、商標五庁会合 (TM5) の中で、日米欧韓の 4 庁で行われてきた。各国におけるデザインの重要性の高まりを受け、TM5 意匠セッションにおいては、中国を加えた新たな多国間意匠の議論の場を創設することについて活発な意見交換を続けてきたところ、2014 年 12 月の第 3 回 TM5 において、意匠セッションを TM5 から分離し、意匠五庁会合 (ID5)

を創設することに合意した。新たな ID5 の枠組においては、各国ユーザーの制度利用の利便性向上のため、各庁における国際意匠出願に関する運用、意匠分類の維持・管理・運用や、審査の品質管理といった各庁共通課題について、継続して情報交換を行っていく予定。

3-2-1 図

主要国間での意匠分野での議論の枠組 概要図



#### (5)日アセアン特許庁長官会合

ASEAN 各国は近年目覚ましい経済発展を遂げている。今後 ASEAN では高・中所得層が増加することで、高品質・高付加価値な製品・サービスに対する需要が高まり、優れた技術、デザイン、ブランドに対する需要が増加することが予測される。また、ASEAN では域内の経済活動の自由化を目的とした ASEAN 経済共同体を 2015 年に構築することを目指しており、我が国にとって ASEAN はこれまで以上に重要な一大経済圏となることが予想されている。このような状況の下、貿易・投資を促進する上で重要な基盤となる産業財産権制度、運用の改善が急務となっている。

我が国特許庁は、我が国企業のグローバルな事業活動支援のために ASEAN への知的財産協力を強化しており、2012 年 2 月に第 1 回日アセアン特許庁長官会合を開催した。2012 年 7 月にはシンガポールにおいて第 2 回日アセアン特許庁長官会合が開催され、我が国特許庁は ASEAN 各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を取り交わした。

この協力覚書は、ASEAN 各国における産

業財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、産業財産権制度・運用の向上、ユーザーによる産業財産権制度の活用促進、産業財産の普及啓発等に資するものと期待される。

### 〈協力覚書の概要〉

- ・産業財産政策に関する経験・知識の交換、国際基準と調和した法律・法令・規則・マニュアルの修正等による産業財産権保護制度の改善
- ・ASEAN 各国の国内法と調和した、国際的なワークシェアリング、審査の品質管理及び審査官の研修に関する経験・知識の交換、統計データの共有等による審査手続及び審査実務の透明化及び合理化
- ・行政管理及び IT インフラ／システムに関する経験の交換等による産業財産権行政の改善
- ・中小企業を含む民間部門による産業財産権の活用
- ・公衆の産業財産権意識の向上のための取組に関する情報交換と協力
- ・ASEAN 各国知的財産庁の能力向上のための人材育成協力

2013 年 4 月、京都において、第 3 回日アセアン特許庁長官会合が開催された。本会合では、協力覚書に基づき、2013 年度に実行する新たなアクションプランを採択した。本アクションプランに基づき、ASEAN ユーザー用ドシエ照会機能の開発に着手する等の IT 支援化の強化、国際機関である東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）や WIPO 等の関係機関との協力強化、分類・PPH などの審査の実体面に踏み込んだ支援等の新しい協力を進めている。

また、2014 年 7 月、ホーチミンにおいて、第 4 回日アセアン特許庁長官会合が開催された。本会合では、協力覚書に基づき、2014 年度に実行する新たなアクションプランを採択した。本アクションプランに基づき、我が国の人材育成スキームを基にした、各国に適した人材育成スキームの構築支援、WIPO が

開発している出願・審査関連情報の特許庁間共有システム（WIPO-CASE）の利用に向けた IT システム基盤整備の拡大、権利保護を伴った事業展開の推進等の新しい協力を進めている。

加えて、2015 年 5 月、奈良において、第 5 回日アセアン特許庁長官会合が開催された。本会合では、日アセアン間の知財協力がイノベーションの促進を通じてアセアン経済共同体の実現に貢献するものであること、我が国特許庁が引き続き 2016 年以降のアセアン知財行動計画の推進に協力すること、等について認識を共有する「日アセアン知財共同声明」を採択した。また、協力覚書に基づき、2015 年度に実行する新たなアクションプランを採択した。本アクションプランに基づき、ハーグ協定やマドリッドプロトコルへの加入支援、特許審査の品質の向上、グローバルビジネスを支える知的財産環境の構築等に関し、さらなる協力を進めている。

### (6) 日中韓協力

#### ① 日中韓特許庁長官会合

日本国特許庁（JPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、韓国特許庁（KIPO）は、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001 年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2014 年は韓国がホストを務め、11 月にソウルで開催された第 14 回日中韓特許庁長官会合では、特許分野、意匠分野、情報技術分野、知的財産人材育成分野等に関する協力について以下の議論を行った。

#### a. 特許分野の協力について

日中韓特許審査専門家部会でまとめた「補正要件」に関する法令・審査基準の比較研究及び「記載要件」に関する事例研究の結果について、三庁の合意に基づいてウェブサイトで公表することとした。また、品質管理や PPH の利用拡大のため、各庁の取組に関する情報交換等の協力を進めていくことに合意

した。

#### b. 意匠分野の協力について

日中韓デザインフォーラムについて、今後、各庁の専門家が意匠制度について議論する場を設けることを確認した。また、2015年に我が国で開催される予定の日中韓デザインフォーラムへ意匠分野の専門家を派遣し、開催に積極的に協力することについて合意した。

#### c. 機械化分野の協力について

ワンポータルドシエの一般ユーザーへの提供の取組の推進等に三庁で協力することで合意した。また、審査協力に有用な情報や三庁の協力に関する情報を共有するための手法について実務者間で議論を進めることで合意した。

#### d. 人材育成分野の協力について

日中韓の知財人材育成機関間の協力の重要性を認識し、各国の知財人材育成機関が講師の交流、eラーニングコンテンツの共有、実務者級会合の開催等、協力を強化することで合意した。

#### e. 審判分野の協力について

拒絶査定不服審判の比較研究の成果を、同会合翌日に開催された日中韓知的財産シンポジウムにおいて報告することに合意した。また、そのような比較研究を継続することで合意した。

#### f. 営業秘密の保護について

営業秘密の保護について、今後も実務者レベルで情報交換等を継続することの重要性について認識を共有した。

#### g. 日中韓知財協力ウェブサイト (TRIPO<sup>1</sup>) について

日中韓知財協力に関する情報を掲載したウェブサイトの TRIPO Net について、今後、日中韓の三言語で提供することに合意した。



第14回日中韓特許庁長官会合

#### h. 日中韓知的財産シンポジウム

日中韓特許庁は、日中韓特許庁、各国産業界及び知財関係者が一堂に会し、東アジア一体の知財保護の実現に向けて、日中韓特許庁協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年11月に、日中韓の枠組みでは初の試みとなる日中韓知的財産シンポジウムを北海道にて開催した。2014年11月には、韓国・ソウルにて第2回シンポジウムを開催し、各特許庁は、3か国の協力事項や各国の知財政策等を紹介し、日中韓比較研究（審判、補正）についてのパネルディスカッションを行った。また、各国産業界及び知財関係者からは、各国における実用新案出願戦略や、各国における知財の最新動向について紹介があった。2015年は中国で開催することで合意した。

#### ②各プロジェクトの概要

第14回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

##### a. 日中韓特許審査専門家部会 (JEGPE<sup>2</sup>)

2009年3月の日中韓長官会合において、日中韓特許審査専門家部会を設置し、特許法及び審査基準の比較研究を行うことが合意され、2009年に第1回会合が開催された。これまでに、進歩性、新規性及び記載要件につ

1. TRIPO : Trilateral IP Offices

2. JEGPE : Joint Experts Group of Patent Examination

いての比較研究報告書、進捗性及び新規性についての事例研究報告書、並びに、実用新案制度比較表を公表した。そして、2014年に韓国・大田で開催された第6回会合では、補正要件の法令・審査基準の比較研究、及び、記載要件の事例研究について議論した。第14回日中韓特許庁長官会合で、補正要件の比較研究報告書及び記載要件の事例研究報告書を公表することで合意し、その後、各報告書を公表した<sup>1</sup>。

### b. 日中韓デザインフォーラム

日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓における意匠制度の情報交換と理解の促進を目的として、各庁の意匠専門家による日中韓デザインフォーラムを、2010年以降毎年開催している。2014年6月に韓国・ソウルで第5回日中韓デザインフォーラムが実施され、日中韓各国の制度や最新の動向等の紹介として、我が国からはハーグ協定のジュネーブ改正協定加入の国会承認までの経緯等、SIPOからはGUIにかかる基準改正内容等、また、KIPOからは2014年7月からの国際出願受付開始及びその仕組み等について発表があった。

### c. 日中韓機械化専門家会合（JEGA<sup>2</sup>）

日中韓の各国特許庁間におけるIT関連の情報交換及び三庁間協力の促進を図ることを目的に、第2回日中韓特許庁長官会合において日中韓機械化専門家部会の設立に合意し、2003年より毎年各庁持ち回りで開催している。

2014年9月に韓国・大田で開催した第12回JEGAでは、OPD、グローバル・ドシエ、データ品質管理及び交換等について、三庁での今後の進め方について情報交換が行われた。また、審査協力を資する資料の共有及び国際会議を円滑に行うための新しいウェブサイト構築について議論を進めることに合意した。

### d. 日中韓人材育成機関長会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。2014年10月には、第5回会合が東京で開催され、各機関における研修及び知的財産人材育成に関する業務について情報交換するとともに、今後の協力事項として、実務者同士でのワークショップ開催を目指すこと、知財人材育成に関するコンテンツをTRIPOに提供することに合意した。また、従前からの協力事項として第3回日中韓連携セミナーが、各国における特許権侵害訴訟の現状や動向、具体的な裁判例等をテーマとして、同じく2014年10月に東京で開催された。

### e. 日中韓審判専門家会合（JEGTA<sup>3</sup>）

2012年11月の第12回日中韓特許庁長官会合において、日中韓の審判部門における実務者レベルの議論を行うことに合意したことを受け、2013年8月に第1回会合が東京で開催された。2014年9月には、第2回会合が韓国・大田で開催され、拒絶査定不服審判に関する比較研究報告書、審判統計データの交換及び審判官のための研修等について議論を行った。また、2014年に韓国で開催した第1回日韓国際審判官協議について報告し、2015年度以降は、中国も含めた日中韓の枠組で国際審判官協議を行うことに合意した。

1. 日中韓知財協力ウェブサイト（TRIPO）において各報告書を公表している。 <http://www.tripo.org>

なお、以下については、JPOのウェブサイトにおいても本文及び和文仮訳を公開している。

・日中韓特許庁における審査実務に関する比較研究 [http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan\\_hikakuken.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan_hikakuken.htm)

・日中韓実用新案制度比較表 [http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan\\_jitsuyou.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai3/nicyukan_jitsuyou.htm)

2. JEGA：Joint Experts Group for Automation

3. JEGTA：Joint Experts Group for Trial and Appeal

## 2 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関（WIPO）や、世界貿易機関（WTO）の TRIPS 理事会<sup>1</sup>において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力（APEC）等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

### (I) 世界知的所有権機関（WIPO）

WIPO は、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である<sup>2</sup>。加盟国は日本を含め 188 か国<sup>3</sup>であり、知的財産に関する諸条約の管理業務（特に国際出願の受理・公報発行）のほか、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPO の予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の 9 割以上を占めており、中でも特許協力条約（PCT）に基づく国



WIPO 加盟国総会の様子

際出願に係る手数料収入が全体の約 4 分の 3 を占める。

#### ① WIPO 加盟国総会

WIPO 加盟国総会は、毎年秋に開催されている。第 54 回加盟国総会は、2014 年 9 月に開催され、日本からは、伊藤特許庁長官、木原特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭の一般演説では、伊藤長官から、PCT を中心とするグローバル IP サービスの改善への期待を表明するとともに、WIPO と連携した途上国協力、IT システム開発に関する WIPO への支援など我が国の取組を紹介した。

本総会において、WIPO の高位幹部（事務局次長（DDG）及び事務局長補（ADG））として、高木事務局長補（グローバルインフラ担当として再任）を含む 8 名（DDG 4 名、ADG 4 名）が任命された（任期は 2014 年 12 月から 2020 年 9 月まで）。



WIPO 本部（スイス・ジュネーブ）



伊藤長官の一般演説

1. Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights  
2. 1970 年に設立され、1974 年に国連の 14 番目の専門機関となった。  
3. 2015 年 3 月現在

### ②特許

#### a. PCT 関連会合

PCT は、一つの国際出願により、148 か国<sup>1</sup>の締約国全てに出願した効果を与える条約であり、1970 年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT 制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001 年から PCT リフォームの議題が議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。また、2009 年には、PCT 制度の質と効率の向上に向けたロードマップが、WIPO 国際事務局から提示された。現在も引き続き、PCT 国際機関会合（PCT-MIA）、PCT 作業部会、PCT 同盟総会等において、PCT 制度の更なる発展について検討が行われている。

PCT 作業部会は、PCT 同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられており、第7回会合が2014年6月にジュネーブで開催された。米国及び英国から出された PPH の PCT への公式統合の提案については、日本を含む先進国を中心に多くの締約国が支持を表明したものの、一部の国が反対意見を表明し合意に至らなかった。WIPO 国際事務局が提供する PCT オンラインサービス（ePCT）については、事務局から、電子出願や官庁間業務における ePCT の利用状況及び今後の発展の見通しについて説明があった。本作業部会で承認された PCT-EASY<sup>2</sup>の廃止等を含む規則改正案は、2014 年 9 月に開催された PCT 同盟総会において採択された。

2015 年 2 月には、PCT 国際調査を行う国際機関として任命されている知的財産庁<sup>3</sup>の会合である PCT-MIA が東京で開催された。我が国は、ホスト国として、議長を初めて務め、PCT 制度の利便性を向上させるための議論をリードした。我が国からは、国際調査結果の質を改善するためにスウェーデン特許

登録庁との間で実施している、PCT 国際段階における国際調査の結果とその後の各国段階の審査結果の間で生じた国際機関と国内官庁との判断相違の要因を特定する共同分析の結果を紹介した。また、PCT 国際段階の調査の結果がその後の各国段階での審査においてより効果的に利用されるために必要な取組について、各知財庁からの提案をとりまとめた。特に我が国から、国際調査報告において英語パテントファミリー文献の関連箇所を明記するという取組を提案したところ、複数の知財庁から支持が表明され、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインに推奨事項として追加することが合意された。



PCT-MIA の様子

#### b. WIPO 特許法常設委員会（SCP）

2000 年 11 月の第 4 回 SCP 会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、2005 年 6 月の第 11 回 SCP 会合以降、南北対立により 3 年間、会合を開催することができなかった。

その後の調整の結果、2008 年 6 月に第 12 回 SCP 会合が開催され、2011 年 5 月の第 16 回 SCP 会合以降、「特許権の例外と制限」、「特許の質（異議制度を含む）」、「特許と健康」、「依頼者と代理人の間の秘匿」、「技術移転」の 5 項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

2014 年 11 月の第 21 回 SCP 会合では、これらの 5 項目に関するセミナーやプレゼン

1. 2015 年 3 月現在

2. 国際事務局提供のインターネット出願ソフトの機能を利用した紙に準じる出願形態

3. 2015 年 3 月現在、我が国、オーストラリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ロシア、フィンランド、インド、シンガポール、オーストラリア、イスラエル、韓国、チリ、スペイン、中国、ウクライナ、スウェーデン、米国の各国知財庁、欧州特許庁（EPO）、北欧特許庁（NPI）の 20 の知財庁が国際機関として任命されている。

テーション等を通じて意見交換がなされ、我が国からは、PPHのメリットをはじめとしてワークシェアリングの経験についてプレゼンテーションを行った。次回会合では、第20回SCP会合で将来の作業として決まっていた進捗性と開示に関する研究について、議論されることとなっている。

### ③意匠

#### a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

SCTは、商標、意匠及び地理的表示の法律に関する議論を行うためのWIPOの常設委員会である。意匠分野では、2006年11月の第16回会合から、手続の調和に向けた検討を行っており、各国制度の調査と手続項目ごとの整理比較を経て、第24回会合（2010年）以降は、意匠法条約（仮称。以下、DLT）を想定した具体的な条文案（以下、DLT案）に基づき議論をしている。これまでの累次の議論を経て、DLT案については外交会議の開催に十分なほど成熟したと各国が認識する一方、同条約を各国国内に適用するための技術支援や能力開発の内容や位置付けについては、各国の利害関係が収束せず依然議論が残されている。また、2014年11月のSCT第32回会合では、アフリカグループが、IGCの交渉に関連するとして、DLTにおいて遺伝資源や伝統的知識等の出所の開示を義務づけることを提案。提案時期と内容の問題から、我が国や米国等先進国グループなどが不支持を表明したものの、イラン、インドからアフリカグループの提案を支持する旨の表明があり、この問題についても議論が残されている。

#### b. 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

ハーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約である。ジュネーブ改正協定は、1999年7月に採択され、2003年12月に発効した改

正協定であり、これまで欧州諸国が中心であったハーグ協定加盟国の更なる拡大を目指して、実体審査国等の加盟の障害となっていた拒絶通報期間や意匠の単一性要件等の規定を柔軟にするとともに、OHIMのような政府間機関が加盟できるよう改正されたものである<sup>1</sup>。

我が国は2015年2月13日にジュネーブ改正協定への加入書をWIPO事務局長へ寄託した。2015年5月13日に、同協定が我が国について発効し、意匠の国際登録出願の受付を開始した。その他、米国も5月13日に同協定に基づく国際登録出願の受付を開始した。

2015年5月現在のジュネーブ改正協定加盟国は、日本、米国、韓国、欧州連合（EU）、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ハンガリー、トルコ、シンガポールなど49か国・地域である。また、ハーグ協定に基づく2014年の国際意匠登録件数は2,703件（複数意匠一出願制度を採用しているため、意匠数では計13,504件）であった<sup>2</sup>。

#### c. 意匠の国際分類に関するロカルノ協定

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する協定であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類（ロカルノ分類）は、クラスとサブクラス、各サブクラスに分類される物品のリスト及び注釈から構成される。最新版は2014年1月に発効された第10版であり、32のクラスと219のサブクラスで構成される。

我が国では2014年9月24日に同協定が発効した。2015年3月現在のロカルノ協定加盟国は、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国など54か国である。

2012年10月にロカルノ同盟第11回専門家委員会が開催され<sup>3</sup>、我が国はオブザーバーとして参加した。同会合では、加盟国から提案された第9版に対する改正案及び意匠の視覚的特徴のためのインデックス創設について議論され、同委員会で採択された、物品

1. コラム14参照

2. <http://www.wipo.int/hague/en/statistics/index.jsp>

3. [http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=26025](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=26025)

リストや注釈への修正・追加を反映した第10版を2014年1月1日に発効すること、意匠の視覚的特徴を分類するシステムを専門家委員会下のパイロットグループで検討することが合意された。次回の専門家委員会は、2015年後半に開催される予定である。

### ④商標

#### a. マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2015年3月現在、日本を含む93か国（主要締約国・地域：欧州各国、米国、中国、韓国、EU）が加盟している。

標章の国際登録に関するマドリッド協定及び議定書（マドリッドシステム）については、制度の見直しを行うため、2005年からWIPO マドリッドシステムの法的展開に関する作業部会（なお、第4回会合までアドホックな会合とされていた。）が開催されている。

2014年10月に開催された第12回作業部会においては、電子的な手続に関する救済の導入等の規則改正提案、国際登録の分割又は併合の記録に関する提案や、従属性の運用凍結に関する提案等について議論が行われた。

#### b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）

商標分野では、主に国名の保護について議論が行われている。国名の保護については、2009年6月の第21回SCT会合においてジャマイカから提案があり、各同盟国からの国名の保護に関するアンケート結果に基づき継続的に議論が行われた。2012年9月の第27回会合では、ジャマイカ及びバルバドスから、国名の保護に関する調査研究の内容及び今後の進め方について提案がなされたが、EUからは国名について正当な使用の判断基準が不明確であること、また、調査研究に膨大なコストをかける必要性に疑問がある等の指摘がなされ、第29回会合までに事務局が研究

結果について資料を提示することとなった。2013年5月の第29回会合では、事務局が作成した研究結果資料に基づいて説明がなされ、2013年11月の第30回会合では、その後事務局が更新した研究結果資料について説明がなされた。2014年3月の第31回会合で、ジャマイカから、各国の国名の保護に関する制度及び実務についてより統一的な取扱いが必要であるとして共同勧告案が提案され、2014年11月の第32回会合では、その修正案が提出されたが、共同勧告の策定に積極的な中欧及びバルト諸国、イタリア、バルバドス等と、消極的なノルウェー、米国、EU等の間で議論は対立した。最終的に、ジャマイカ提案の共同勧告案について具体的な検討を開始する前に、理解を深めるため、国名の保護に関して様々な側面から議論を行うサイドイベントを、次回会合時に設けることとなった。

### ⑤その他

#### a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（IGC）<sup>1</sup>

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現<sup>2</sup>に対して、国際的な保護の枠組みを知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに28回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書のテキストについて合意に達することを目的にテキストベースの交渉を行うというIGCのマンデートに基づき、遺伝資源・伝統的知識・伝統的文化表現のそれぞれについて具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組みの創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2014年9月のWIPO加盟国総会では、2015年のIGCの作業計画案に関して協議が

1. Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore  
2. 最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

行われたが、アフリカグループ等が2015年中に条約採択のための外交会議を開催することを強く主張し、これに対して先進国が、現時点で外交会議の開催を予断することは受け入れられないとして反対したため、2015年の作業計画案について何ら合意は得られなかった。今後は、2015年10月の加盟国総会で2016年以降のマンデートの更新（現在のマンデートは2015年まで）について議論される予定である。

#### b. WIPO「開発アジェンダ」

2004年WIPO加盟国総会において、ブラジル・アルゼンチン等計14か国の「開発フレンズ」は、「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals)」を掲げる国連の専門機関として、WIPOは開発問題（途上国の経済・社会・文化の発展に関する問題）に積極的に取り組むべきであると指摘し、WIPOの「開発アジェンダ」策定を提案した。これを受けて、2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会(CDIP<sup>1</sup>)」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」などのプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、2010年9月に創設された「IP Advantage」データベースがある。本データベースは我が国が「経済発展のための知財活用経験共有データベース」として2008年のWIPO加盟国総会に提案し、CDIP第4回会合において承認されたものである。途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財

産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010年9月にWIPOのウェブサイト<sup>2</sup>上で公開を開始した。我が国がWIPOに任意拠出を行っているジャパン・ファンド事業の一環として、WIPO日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2015年3月現在、208件の事例が公開されている。

#### c. WIPOの情報技術に関する取組

##### ア) 情報技術常設委員会(SCIT)の機構改革

2009年9月に開催された第38回WIPO一般総会でWIPO標準委員会(Committee on WIPO Standards: CWS)の設置が承認され、この委員会において従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会(SCIT/SDWG)に代わって出願番号の記載方法や、国コード、XML標準等のWIPO標準について議論を行うこととなった。

##### イ) WIPO標準委員会(CWS)の概要

2010年から2014年にかけて計4回のWIPO標準委員会が開催され、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2014年5月に開催された第4回WIPO標準委員会タスクフォースでは、主に、特許文書に引用される参考文献の記載に関する標準(WIPO標準ST. 14)、特許、意匠、商標の各法に共通するXML標準(WIPO標準ST. 96)、配列表に関するXMLフォーマットの新標準(WIPO標準ST. 26)、商標分野での新WIPO標準開発等について議論が行われた。

#### d. その他

WIPOでは、規範設定の他にも、グローバルな課題（特に公衆衛生、気候変動、食料安全）の解決に向けて知的財産が果たすべき役割を重要視し、知的財産の面から課題解決に

1. Committee on Development and Intellectual Property  
2. <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

貢献すべく様々な検討・取組を行っている。そして、我が国としても同課題解決に貢献すべく、WIPO の取組を支援している。

とりわけ「WIPO GREEN」は、日本知的財産協会（JIPA）の構想に端を発した取組であり、我が国としてもこれを支援している。この取組は、主に途上国への環境技術移転を促進するプラットフォーム作りを目指し、提供側の技術情報、及び導入側のニーズ情報の双方をデータベースとして蓄積し、技術提供側と導入を希望する側を引き合わせるハブとしての役割を果たす、いわゆるマッチング・データベースを整備するものである。環境技術に関する特許のライセンスのみならず、ノウハウや生産プロセス、資金調達、人的役務

支援等を「技術パッケージ」として提供することで技術移転取引の促進を図ろうとするものであり、実際のライセンス等の交渉は当事者同士に委ねられるが、WIPO によって契約ひな形の提供等の取引支援も行われる予定とされている。我が国政府は WIPO への任意拠出金（WIPO ジャパン・トラスト・ファンド）を通じて、データベース構築等に係る費用の一部負担、特定分野における技術ニーズ調査事業<sup>1</sup>の費用負担等、「WIPO GREEN」事業を支援している。

2013 年 11 月から運用が開始され、2015 年 3 月現在、提供技術情報は 1,890 件、ニーズ情報は 54 件が公開されている。

1. 提供側の技術情報に比して、登録数が極端に少ないニーズ情報を増やす目的で 2014 年度に WIPO が実施した調査事業。これにより、廃水処理技術分野のニーズ情報が多数登録された（2015 年 3 月 13 日現在 30 件）。

## Column 34

## ガリ WIPO 事務局長の訪日

WIPO のトップである事務局長には、2008 年よりフランシス・ガリ氏が着任し、2014 年には事務局長に再任されました（二期目の任期は 2020 年9月までの6年間）。

2015 年2月25日～27日、ガリ事務局長が二期目の任期に入って初めて訪日し、経済産業大臣、特許庁長官、企業・大学等知財制度のユーザーと意見交換を行ったほか、東京理科大学名誉博士号記念講演や一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）主催のシンポジウムに出席されました。

ガリ事務局長のリーダーシップにより、我が国と WIPO との協力が今後ますます深化することが期待されます。

## 宮沢経済産業大臣との会談

会談では、企業のグローバルな事業展開の促進のための、国際的な知財制度の発展に向けた我が国と WIPO との協力強化を確認しました。



（左から、高木 WIPO 事務局長補、ガリ WIPO 事務局長、宮沢経済産業大臣、伊藤特許庁長官）

## 東京理科大学名誉博士号記念講演

2014 年2月に東京理科大学より名誉博士号を受けられたことを記念して、伊藤特許庁長官が出席する中、ガリ事務局長による講演が行われました。講演では、知識経済化が進む中での、世界における知的財産を巡る環境の変化や教育機関の役割について述べられました。



## 第14回 JIPA 知財シンポジウム

本シンポジウムでは、ガリ事務局長のほか、伊藤特許庁長官も出席し、WIPO、特許庁の取組等について各々講演が行われました。また、制度調和に向けた活動など産業界の各種取組について意見交換を行う特別セッションに、コメンテータとして参加されました。



## 京都大学 iPS 細胞研究所（CiRA）との意見交換

京都大学では、ノーベル生理学・医学賞を受賞されている山中伸弥所長と日本の最先端研究に関する知財戦略について意見交換が行われました。山中所長からは、グローバルに特許権を取得するうえで PCT 制度を有効に活用していることや、iPS 細胞を広く誰もが使用できるようにするために、まず特許として研究成果を保護し、特許のライセンスアウトを非独占的に実施するという CiRA の方針が説明されました。



（左から、山中京都大学 iPS 細胞研究所長・教授、ガリ WIPO 事務局長）

（写真撮影：大熊 WIPO 日本事務所長）

## Column 35

### WIPO 日本事務所 大熊雄治新所長インタビュー ～グローバルにビジネス展開する日本企業を応援します～



大熊雄治氏プロフィール

WIPO 日本事務所長。1983 年特許庁入庁、WIPO・PCT 事業部アドバイザー、国際課地域政策室長、情報システム課情報技術企画室長、工業所有権情報・研修館 人材開発統括監、審判部第 11 部門部門長を経て、2015 年 2 月から現職。

来年 10 周年を迎える WIPO 日本事務所（WJO）に、2015 年 2 月から、大熊雄治氏が新所長として着任しています。大熊新所長に、WJO の活動内容と今後の抱負をお聞きました。

#### Q1 WIPO の外部事務所の役割について教えてください。

WIPO の外部事務所は、世界各地に六つ設置されており（我が国、ブラジル、中国、ロシア、シンガポール、米国）、国際出願制度を始めとする WIPO が提供する各種サービスの普及促進や各地域の加盟国との連携強化などに貢献しています<sup>1</sup>。

WJO は、2006 年に開設され、日本国内はもちろんですが、近隣のアジア・太平洋地域においても、各種普及啓発活動を通じて、企業のビジネス戦略構築を知的財産の側面から支援しています。

#### Q2 どのような形で WIPO のサービスの普及支援を行っているのでしょうか。

毎年、特許庁、日本知的財産協会、日本弁理士会や大学技術移転協議会などと協力しつつ、日本各地で、企業の知財担当者、大学の技術移転部門等を対象に、WIPO が管理する PCT 制度やマドリッド制度などに関するセミナーを開催しています。また、個別の企業や弁理士事務所などを対象に、WIPO に対するニーズをヒアリングするとともに、特許及び商標の国際出願・登録制度の利用に関する意見交換を行っています。2014 年度は、約 50 件（出席者合計約 7,800 名）のセミナーを実施するとともに、企業・弁理士事務所などとの個別意見交換を約 150 件行いました。

特許庁が、ジュネーブ改正協定に加入し、意匠の国際出願の受付を 2015 年 5 月から開始することに伴い、今後は、特許、商標のみならず、意匠も含めて、国際的に知的財産権を取得するための手続や、企業に求められるビジネス戦略について、最新の情報を提供することで企業への支援を強化してまいります。

#### Q3 日本語での情報発信についてお聞かせ下さい。

WJO は、WIPO の日本におけるサービスセンターとして、WIPO が提供する各種情報やパンフレットなどの日本語訳の作成、特許・情報フェア等の知的財産関係のイベントへのブース出展、日本語によるオンラインセミナーの実施など、WIPO が提供するサービスの日本語による普及に積極的に取り組んでいます。また、WIPO が提供する各種サービスの利用者からの、手続内容を含む制度全般に関する問い合わせなど（2014 年度は 645 件）にも対応しています<sup>2</sup>。WJO が提供する情報を是非ご活用ください。

#### Q4 アジア・太平洋地域の支援のための取組について教えてください。

WJO が提供する IP Advantage データベースは、途上国の事例を中心に、知的財産活用成功事例を集めたデータベースです。WJO が作成し、WIPO のホームページ<sup>3</sup>で公表しています。昨年は ASEAN 各国

1. <http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/>

2. WJO の問い合わせ先はこちらを参照下さい。 <http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/contact.html>

3. <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

の事例を特集した「ASEAN 地域における知的財産活用成功事例集<sup>1</sup>」を公表するとともに、事例を活用したワークショップを開催しています。IP Advantage の情報を参考に、より多くの企業が ASEAN を中心とする新たな市場において、知的財産を活用してビジネスを展開することを期待しています。

**Q5 今後の抱負、ユーザーへのメッセージをお聞かせ下さい。**

WIPO と聞かれると、遠くスイスにある国連機関のように思われ、東京の霞が関にその外部事務所があるということは意外と知られていないかもしれません。WJO は、この地の利を生かして、我が国やアジアの企業、大学等の国際的な知的財産権取得や、知的財産を活用したビジネス展開を、近くから支援してまいります。中小企業の関係者にも是非気軽に問合せいただければと思っています。また、弁理士等の知財関係者、特許庁とのコラボレーションにより、効果的な普及支援活動を行ってまいります。

WIPO が提供する制度のユーザーの皆様からの声をお聞かせいただき、WJO のサービス向上に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いします。

---

1. [http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2014/news\\_0017.html](http://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2014/news_0017.html)

## (2) OECD<sup>1</sup> 知的財産統計会合

「知的財産統計会合」は、政府関係者、学識経験者等を中心に知的財産と経済・統計に関する情報交換や議論を行う場として、2003年から毎年各国で開催されており、12回目を迎えた2014年は、我が国の OECD 加盟 50 周年を記念して、初めて日本で開催された（アジアにおける初開催）。

会合冒頭には、岩井経済産業大臣政務官、玉木 OECD 事務次長、伊藤長官の挨拶が行われ、その後、基調講演、パネルディスカッション、各国の専門家等による知的財産と経済に関する論文発表等が行われた。

なお、本会合は2日間にわたり開催され、一般参加者も含め世界 20 개국・地域から延べ 600 人を超える参加者があった。

### ①基調講演

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の西村事務総長により、ASEAN における知的財産に関する協力についての講演が行われ、PCT 等への加盟や審査協力を含む 2011-2015 年のアクションプランについて説明がなされた。

### ②パネルセッション

#### a. 五大特許庁ハイレベルによるパネルセッション

五大特許庁ハイレベルから、イノベーションを促進するための各庁の取組が紹介され、審査の迅速化、品質の管理等、各庁が重視している課題について議論が行われた。

#### b. アジア有識者によるパネルセッション

アジア経済と知的財産制度に関するパネルにおいて、日本、韓国、インド、シンガポール、中国からの知財の専門家により、アジアにおける経済発展やイノベーションを起こすための知的財産制度の役割について議論が行われた。

#### c. 各国知財庁・国際機関エコノミストによるパネルセッション

知財庁（日、欧、米、韓）、WIPO のチーフエコノミスト等によるパネルにおいて、各庁・機関における審査やシステムの利点、エコノミストの役割について議論が行われた。

### ③論文発表

特許制度設計と経済効果、知識創造と知財活用、特許取引、医薬品の知的財産権、特許制度の経済学、のテーマに基づく五つのセッションにおいて、各国の経済・統計の専門家による 16 の論文発表が行われた。



（上左） 式辞を述べる岩井経済産業大臣政務官  
（上右） 主催者挨拶：玉木 OECD 事務次長  
（下左） 主催者挨拶：伊藤長官  
（下右） 基調講演：西村 ERIA 事務総長

## (3)世界貿易機関（WTO）

### ①知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定<sup>2</sup>）と TRIPS 理事会

1995 年、WTO の創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効した TRIPS 協定は、知的財産権の保護に関して WTO 加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能しており、WIPO を中

1. Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1) 経済成長、2) 貿易自由化、3) 途上国支援に貢献することを目的としている。現在、加盟国は 34 개국。

2. Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights



WTO 本部（スイス・ジュネーブ）

心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS 理事会は、TRIPS 協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、2002 年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

#### a. TRIPS 協定と生物多様性条約との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）<sup>1</sup>との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題<sup>2</sup>と認められたものの一つである。遺伝資源提供国（主として、途上国）は、CBD に規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識（遺伝資源等）の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件（新規性・進歩性等）を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS 協定を改正（特許出願時の遺伝資源等の出所／原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示）すべきと主張している。他方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS 協定と CBD に不整合はなく、CBD の遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書<sup>3</sup>が採択されていることから、TRIPS 協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防御

的保護の観点から、我が国は、WIPO/IGC<sup>4</sup>と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている。

#### b. 医薬品アクセス

途上国の国民にとって医薬品が高価となっている原因として特許権の存在が指摘され、国際的な関心が高まっていたことを受け、2001 年 11 月、第 4 回閣僚会議において、「TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言」が採択された。2003 年 8 月の一般理事会において、本宣言のパラグラフ 6 の実施に関する決定が行われた<sup>5</sup>。さらに、2005 年 12 月の一般理事会では、同決定を TRIPS 協定に反映するための TRIPS 協定改正に関する議定書が採択された。議定書は、加盟国の 3 分の 2 の受諾により発効するが、2015 年 3 月末時点での受諾国数は 53 개국・地域（香港及び EU）に限られており、発効に至っていない<sup>6</sup>。我が国は、2007 年 6 月の国会承認を受けて、2007 年 8 月 31 日に WTO 事務局長に対し受諾書を寄託済みである。

TRIPS 理事会においては、一般理事会決定に基づくレビューが続けられており、我が国も知的財産と公衆衛生の議論に貢献すべく積極的に議論に参加している。

#### c. 環境関連技術移転促進への知的財産の貢献

2013 年 3 月の会合で、エクアドルが、現行の知的財産権制度は環境関連技術の移転の障壁になっており環境関連技術の知的財産権保護を弱めるべきとの文書を提出した。これを受けて同年 6 月及び 10 月の会合で議論が行われたところ、ブラジル、インド、中国等の途上国は同提案を歓迎し、気候変動の悪影

1. 1992 年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源（ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する）の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転などが盛り込まれた。CBD の規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけ TRIPS 協定の改定が必要との主張が途上国からなされている。

2. 実施問題とは、TRIPS 協定を含む、WTO 協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。

3. 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

4. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会（第 3 部第 2 章 2. (I) ⑤参照）

5. 上記宣言のパラグラフ 6 に基づき、医薬品の製造能力が不十分又は欠如している加盟国が強制実施権を効果的に利用できないという問題に対して、強制実施権を活用し、特許が付与された医薬品を製造能力が不十分又は欠如している国へ供給することを目的とし、一定の条件のもとで、他国の公衆衛生の問題に対処する上で必要な医薬品を製造及び輸出することを認める決定。

6. 当初の受諾期限は 2007 年 12 月 1 日であったが、加盟国の受諾状況を踏まえて 4 度にわたって期限が延長されており、現時点での受諾期限は 2015 年 12 月 31 日である。

響を軽減するために TRIPS 柔軟性や強制実施権を積極的に活用すべきと主張したのに対し、日米等の先進国は、知的財産権制度はむしろ技術移転を促進するものであって、途上国において技術移転が進まないのは財政的な問題やインフラ、市場規模等の影響によるものであるとして反論し、意見の対立が続いている。

### d. 知的財産とイノベーション

知的財産の活用の成功事例を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米の主導により、2012 年 11 月の TRIPS 理事会から議論が行われている。2014 年の TRIPS 理事会では、大学との技術提携（2 月）、イノベーションを利用した起業支援（6 月）、知的財産制度の普及啓発（10 月）といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的な取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を主張した。他方、インド等の一部の途上国は、本議題を単なる成功体験を語るだけとして、TRIPS 理事会で本議題を扱うことに反対している。

### e. 地理的表示

「地理的表示」とは、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示がその生産地の地理的環境に由来して、商品についての品質や評判を想起させる表示を指すものである。TRIPS 協定上、「消費者の誤認混同」を要件に地理的表示を保護することに加え（第 22 条）、特にぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）に関する地理的表示に対しては、他の商品に比べて強力な保護<sup>1</sup>（追加的保護）が与えられている（第 23 条）。我が国国内法上は、不正競争防止法、商標法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒団法）等によりワイン・スピリッツに関する地理的表示を保護している。

WTO における地理的表示に関する論点としては、（i）ワイン・スピリッツに関する多数国間通報登録制度の創設、（ii）追加的保護の対象製品の拡大が挙げられるが、いずれの論点についても、地理的表示の一層の保護強化を主張している欧州等の旧大陸諸国（一般的に地理的表示が多く存在すると考えられ、積極的な保護を行っている側）と、現在の保護レベル維持を主張している米国、オーストラリア等のいわゆる新大陸諸国（一般的に地理的表示が少なく、欧州等が由来の地理的表示が広く普及している側）との間で対立している。

### f. 後発開発途上国（LDC）に対する経過措置の延長

TRIPS 協定第 66 条第 1 項では、LDC に対し TRIPS 協定を履行するまでに 10 年の経過措置期間が与えられており、この経過措置期間は 2005 年 12 月末に終了する予定であった。他方、当該条項には、正当な理由に基づく LDC からの要請により、TRIPS 理事会は経過措置期間を延長できる旨が規定されていたところ、LDC からの延長要請に基づき、2005 年 11 月、当該期間を 2013 年 7 月 1 日まで延長することが、TRIPS 理事会で決定された。2011 年 12 月の第 8 回閣僚会議では、当該経過措置期間の再延長について



TRIPS 理事会が開催される会議場（スイス・ジュネーブ）

1. 例えば、シャンパン（フランスのシャンパーニュ地方産出の発泡ワイン）という地理的表示を例に挙げると、シャンパーニュ地方産出ではない発泡ワインに「シャンパン」と銘打つことは、原産地について公衆が誤認することがないとしても（例えば「ベルギー産シャンパン」と表示され、原産地について誤認することがないとしても）、基本的には認められない。

TRIPS 理事会が十分な配慮をすることを求める政治的ガイダンスが採択されるとともに、2012 年 11 月の TRIPS 理事会において、LDC から期限延長を要請する提案文書が提出されたことを受け、2013 年 6 月の同理事会において、当該経過措置期間を 2021 年 7 月 1 日まで延長することが決定された。

#### ②貿易政策検討制度（TPRM<sup>1</sup>）

TPRM は、WTO 加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO 加盟国の内、過去 3 年間の貿易量の平均の上位 4 か国（近年は概ね日本、米国、EU 及び中国）は 2 年に 1 回、次の 16 か国は 4 年に 1 回、その他の国は 6 年に 1 回、TPRM の対象国となる。我が国に対する TPRM に基づく検討会合は、直近では 2015 年 3 月に実施され、多くの国から、我が国の知的財産制度及び運用等について質問がなされた。

#### (4)APEC における知的財産権専門家会合（IPEG）

APEC とは、アジア太平洋地域の 21 か国・地域（エコノミー）をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995 年の APEC 大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する 15 の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合（IPEG）が設立された。IPEG では、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、2001 年に TRIPS 協定履行完了に対応して作成された新しい共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）に従った活動を行っている。IPEG の具体的活動としては、通常毎年 2 回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2013 年の第 37 回会合において、我が国は、各エコノミーの知的財産権関連条約加盟に関わる経験を共有するための調査を提案し、2015 年 1 月の第 40 回会合で調査結果を発表した。また、同会合において、特許審査のワークシェアリングや迅速化の取組に関する我が国の経験を紹介した。

### 3 途上国の知的財産制度整備に向けた取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、かつ、必要なインフラであることから、これらの国における知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援し、知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、途上国経済自体の自立的な発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。加えて、知的財産制度の確立は、貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げるだけでなく、対内直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展につながるものである。このような観点から、我が国特許庁は途上国に対して、知的財産権の保護強化及び執行強化の観点から人材育成や情報化等を積極的に支援している。

本節では、政府開発援助（ODA）のスキームの活用を中心とした我が国の取組について、その概要を紹介する。

1. The Trade Policy Review Mechanism

### (1) 途上国支援における基本的な考え方

途上国に対する TRIPS 協定の履行義務発生から 10 年以上経過したこともあり、途上国における法制度は一通り整備されていると考えられるが、運用面は依然として不十分であることから、今後も更なる法制度・運用整備の拡充と、運用体制の強化に重点をおいて支援していくことが重要であると考えられる。特に、後発開発途上国（LDC）においては、再度の延長要請に基づき、2013 年 6 月開催の TRIPS 理事会において、2021 年 7 月 1 日まで TRIPS 協定の履行期限が延長されたことから判断できるように、法制度の執行体制や運用整備が十分とは言えず、引き続き支援が必要である。途上国では国ごとに知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえて対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

### (2) ODA のスキームを活用した取組

#### ① ジャパン・トラスト・ファンド（世界知的所有権機関（WIPO））

WIPO に対して 1987 年から任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPO ジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域の WIPO メンバー途上国を対象として、ワークショップ等の開催、研修生及び長期研究生の受入れ、専門家派遣、知的財産権庁の情報化などの各種事業を実施している。2008 年度からはこれに加え、アフリカにおける知的財産人材の育成を支援するため、WIPO ジャパン・トラスト・ファンドを拡充してアフリカ支援のためのファンドを創設した。同ファンド事業では、アフリカにおける知的財産を活用した自立的経済発展を促進するため、ワークショップや研修を通じ

た知的財産専門家の育成、機械化支援等を積極的に推進している。

#### ② 技術協力プロジェクト<sup>1</sup>（独立行政法人国際協力機構（JICA））

現在、インドネシア及びベトナムにおいて、それぞれ「知的財産権保護強化プロジェクト」（2011 年 4 月～2015 年 4 月）、「知的財産権の保護および執行強化プロジェクト」（2012 年 6 月～2017 年 3 月）が実施されており、我が国特許庁職員を長期専門家として派遣するとともに案件に応じた専門家の派遣、研修生の受入れを通じて知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。インドネシアにおいては、同国における知的財産関連エンフォースメント機関の機能強化、法務人権省知的財産権総局（DGIPR）の審査能力の向上、大学等高等教育機関における知的財産権の活用促進、ベトナムにおいては、国家知的財産権庁（NOIP）及び知的財産執行関連機関の能力強化が期待される。

### (3) 人材育成に関する協力

#### ① 専門家派遣

3. (2) で記載したジャパン・トラスト・ファンド（WIPO）及び技術協力プロジェクト（JICA）のスキームを活用して、我が国特許庁職員を途上国の知的財産庁へ派遣し、知的財産庁の様々な業務について現地で指導を行っている。2014 年度は、ラオス、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、ベトナムに職員を派遣し、審査実務や普及支援事業の指導にあたった。

#### ② 短期・中期研修生の招へい<sup>2</sup>

途上国における知的財産権の保護強化のための人材育成を目的とし、主に審査官、行政官の能力向上を目的とした研修プログラムに重点をおいて研修を実施している。1996 年

1. 技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与という 3 つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業形態。

2. 産業財産権人材育成協力事業ウェブサイト <http://www.training-jpo.go.jp/en/index.php/268>

4月～2015年3月の19年間に亘り、アジア太平洋地域を中心とした70か国4地域から官民合わせて4,661名の研修生を招へいた。2009年度からは、約3か月の中期的プログラムとしてサーチ及び審査実務に主眼をおいた特許審査実践研修を実施し、2014年度はブラジルの特許審査官を2名、インドの特許審査官を4名招へいた。

### ③長期研究生の招へい<sup>1</sup>

途上国において知的財産権にかかる分野での指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2014年度は、カンボジア、ラオス、インド、インドネシア、フィリピンから各1名、計5名の長期研究生を招へいた。

### ④フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続・フォローアップ、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、我が国特許庁及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地知的財産庁の主催によるセミナーを開催している。2014年度はフィリピン、インド、ミャンマー、タイ、インドネシアにおいて開催した。



2015年2月10日 インドネシア（ジャカルタ）フォローアップセミナー

### ⑤国家知的財産戦略・政策策定のための日本視察

前述の「ベトナム国知的財産権の保護および執行強化プロジェクト」の一環として、同プロジェクトのカウンターパートであるベトナム国家知的財産執行関係5機関<sup>2</sup>の幹部職員からなる研修団が訪日した。我が国の国家知的財産戦略の策定及び実施の経験を学ぶことにより、ベトナムにおける国家知的財産戦略の策定及びその実現の一助とすることを目的に、内閣官房知的財産戦略推進事務局、特許庁、財務省、経済産業省、関東経済産業局を訪問し、各省庁の取組を聴取し意見交換を行った。また、知的財産権を活用する企業に訪問し、企業の側からの意見も聴取し意見交換を行った。



ベトナム研修団：2014年10月23日～28日 日本（JPO）

### ⑥セミナー、ワークショップ等の開催

WIPO ジャパン・トラスト・ファンドにより運営されている主な会合の開催実績は次のとおりである。

#### a. 知的財産、技術移転、商業化に関するセミナー

知的財産の管理及び技術移転に従事している者を対象に、円滑な技術移転及び知的財産の商業化に必要な知的財産管理に関連する専門知識の取得とスキルの向上を目的とし、2014年8月にシンガポールで開催された。

1. 産業財産権人材育成協力事業ウェブサイト <http://www.training-jpo.go.jp/en/index.php/268>  
2. 国家知的財産庁、経済警察局、税関総局、市場管理局、科学技術監査部

ASEAN 及び南アジアの地域から 25 名が参加し、TLO<sup>1</sup>の役割や産学連携及び公的投資について議論が交わされた。

### b. 意匠の国際登録のためのハーグ制度に関するワークショップ

ASEAN 諸国を対象に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入に向けての加入要件や手続・運用に係る実務、加入により得られる利点について理解を深めるとともに、加入に向けた課題や情報を参加者間で共有することを目的とし、2014 年 9 月にシンガポールで開催された。参加各国はいずれもジュネーブ改正協定への加入に関心が高く、講義内容に対し活発な質疑応答が行われた。

### c. 商標分類システムの効果的な活用に関するセミナー

ASEAN 諸国の商標審査官を対象に、ニース国際分類についての知識・経験向上を目的として、2014 年 10 月にブルネイで開催された。国際分類の概要や国際的動向、商品・役務の区分等テーマ毎に講演を行い、我が国の類似群コードを用いた審査方法も紹介した。意見交換では各国の実務を踏まえた活発な議論が交わされた。

### d. ワークシェアリング促進のための WIPO-CASE ナショナルワークショップ

マレーシア知財公社の特許審査官や事務系職員 100 名程度を対象に、WIPO-CASE ナショナルワークショップが開催された。ワークショップは、特許審査におけるワークシェアリングの重要性や有効性について認識を深めることを目的とし、WIPO-CASE<sup>2</sup>の利用方法や WIPO-CASE から参照可能な書類情報の活用方法が紹介された。

我が国特許庁からは、特許審査におけるワークシェアリングの意義を説明すると共に、JPO の審査書類の読み方といった書類情

報の活用方法を紹介した。受講者からは、複数庁のドシエ情報を単一のポータルサイトにより取得できる「ワン・ポータル・ドシエ (OPD)<sup>3</sup>」の有効性について支持が寄せられた。

### e. WIPO-CASE の利用に関するワークショップ

ASEAN 諸国の特許庁職員を対象に、ASEAN 諸国特許庁の IT システムの向上の支援を目的として、2015 年 2 月にシンガポールにて開催され、ASEAN 諸国の各特許庁から 3、4 名程度が参加した。我が国特許庁から、他庁の審査結果の利用等、ワークシェアリングの運用や品質改善の取組、他庁との公報データ交換、交換した公報情報の審査実務への活用について紹介し、WIPO からは、WIPO-CASE の参加国の拡大状況や、ユーザーインターフェースの改良について紹介があった。

WIPO-CASE に参加している ASEAN 各庁からは、複数庁の審査結果をワンストップで参照できる WIPO-CASE への評価が示された。

### f. アフリカ知的所有権機関 (OAPI) 加盟国国会議員向けハイレベル会合

知的財産保護に関する国会議員の意識を高め、各国において条約を遵守した国内法令の制定を促進することを目的として、2014 年 6 月、トーゴで開催された。会合には羽藤特許庁長官（当時）が出席し、開会挨拶において知的財産制度整備において立法府が果たす役割の重要性を指摘した。また、各セッションでは同制度の基礎的理解を促す講演がなされ、参加した各議員による活発な議論がなされた。最後に参加議員は、各国における知的財産制度整備に向けた今後の取組についての提案を発表した。

1. Technology Licensing Organization (技術移転機関)

2. コラム 17 参照

3. 第 2 部第 5 章第 2 節 (2) 参照

## g. 知的財産政策の策定等に関する政策対話

アフリカ地域における知財政策の策定及びイノベーション振興に関与する官民関係者を対象に、各国における知識・経験共有等を目的として、2014年10月、モロッコで開催された。特許庁からは、日本政府の知的財産戦略の概要と特許庁の取組について紹介した。

## h. アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）向け特許・商標代理人の育成に関するワークショップ

対象国における弁護士・弁理士等の専門人材育成に資することを目的として、2014年10月、ジンバブエで開催された。日本弁理士会及び特許庁から、弁理士の質的向上を主眼とした制度の見直し及び日本弁理士会の自治的取組を紹介した。

## i. 南部アフリカ開発共同体（SADC）コモンロー諸国向け裁判官コロキウム

模倣品、海賊版の規模及び影響、刑事・民事手続における証拠収集、仮処分等を議論するとともに、近時の裁判例の傾向を考察することを目的として、2014年10月、南アフリカで開催された。特許庁からは、主に日本における執行関連機関間の協力関係について

紹介した。

## (4) 情報化に関する協力

我が国企業の ASEAN 諸国での活動が盛んになっている。これらの国での我が国出願人の適切な権利取得、ひいては円滑な経済活動に寄与するべく、一層の審査の効率化と質の向上に大きな関心が寄せられている。

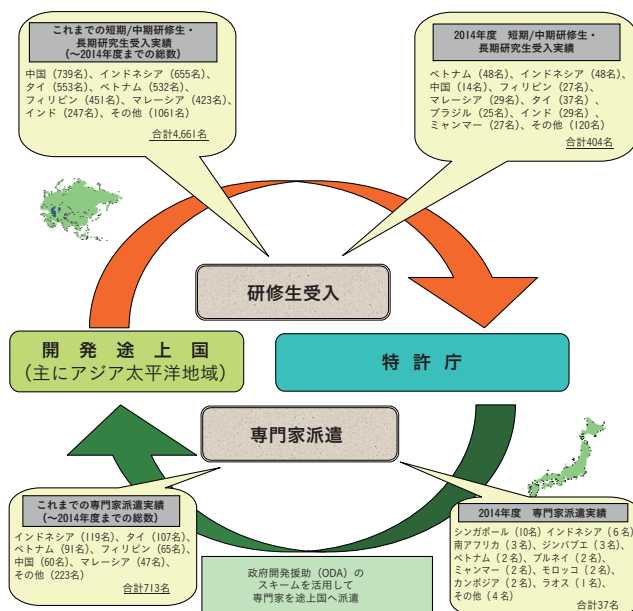
このような状況を踏まえて、ASEAN 諸国の審査の効率化と質の向上に寄与するための IT インフラの構築を支援するため、2013 年から WIPO 等と協力し、我が国がこれまでに構築に貢献した ASEAN 諸国の IT システム基盤を活用する新たなプロジェクトを開始している。具体的には、WIPO-CASE を活用した ASEAN 審査協力プログラムの促進、ASEAN 各庁の公報データを一括参照可能とする ASEANIP ポータルの構築を支援している。

さらに、ASEAN 全体の取組みに ASEAN 全庁が参加できるよう、各庁の IT システム改善を支援している。

## a. インドネシア知的財産権総局への JPO-WIPO 共同ミッション

インドネシア知的財産権総局に対する来年度以降の WIPO ジャパンファンドを活用した IT システム支援について関係者を交えて議

3-2-2 図 途上国等に対する人材育成協力の実績



論するために、我が国特許庁と WIPO が共同でインドネシア知的財産権総局を 2014 年 12 月に訪問し、WIPO/IPAS<sup>1</sup> 等の WIPO が途上国等の知的財産行政効率化のために提供するツールの利用状況を確認した他、今後の IT システム支援について意見交換を行った。

### b. カンボジア商務省知財部への JPO-WIPO 共同ミッション

カンボジア商務省知財部では、WIPO/IPAS を導入し、知財部内業務の電子化を進めているところ、業務電子化に知見がある我が国特許庁に対し WIPO/IPAS の機能改善の相談が寄せられていた。

カンボジア商務省知財部が期待する IPAS の機能改善を実現するためには、機能改善事項を具体化・詳細化する必要があり、2015 年 1 月に我が国特許庁と WIPO とが共同でカンボジア商務省知財部を訪問し、カンボジ

ア商務省知財部の WIPO/IPAS 機能改善要望について検討を深めた。

### (5) 審査関連情報の提供

特許出願に係る我が国の審査結果の有効活用を通じて海外の知的財産庁におけるワークロードの重複を軽減し、これらの知的財産庁における我が国出願人の権利取得迅速化を目的として、我が国の審査関連情報を提供する「高度産業財産ネットワーク (AIPN: Advanced Industrial Property Network)」を海外の知的財産庁に提供している。

AIPN により、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて我が国出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2015 年 3 月現在、66 か国・機関において AIPN の利用が可能である。

## 4 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、世界に流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、特許庁をはじめとした我が国政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

### (1) 模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権などの知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め件数も過去最高を記録している。

このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影

響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

特許庁が実施した模倣被害実態調査によると、2013 年度の我が国企業の国内外での模倣被害率<sup>2</sup>は 2012 年度被害率の 21.8% から 0.2 ポイント増加して 22.0% となっている。国・地域別では模倣被害を受けた我が国企業の 67.0% が中国において被害を受けたと回答しており、台湾・韓国における被害率がいずれも 2012 年度の 21.0% から 19.7% に減少した一方、ASEAN 6 各国<sup>3</sup>を始めとする他の国・地域における被害率が増加しており、模

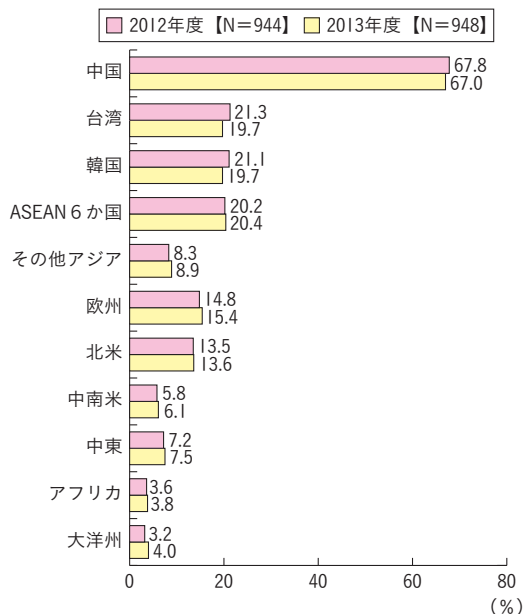
1. Industrial Property Automation System: 知財庁の出願から登録までの一連の業務を電子化するためのシステム。知財庁個々にカスタマイズが可能

2. 本調査に回答した企業等のうち、模倣被害ありと回答した企業等の割合＝模倣被害社数 / 総回答社数

3. インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン

## 3-2-3 図

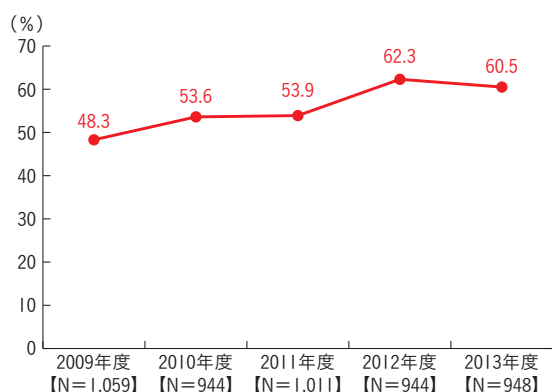
海外において模倣被害を受けた国・地域（被害社率・複数回答）



（資料）特許庁「2014年度模倣被害調査報告書」（2015年3月）

## 3-2-4 図

インターネットによる模倣被害状況の推移



（資料）特許庁「2014年度模倣被害調査報告書」（2015年3月）

倣被害の国・地域は多様化している。インターネット上での被害<sup>1</sup>を受けた企業は模倣被害を受けた我が国企業のうち60.5%に及んでおり、引き続き高い水準にとどまっている。さらに、模倣業者の技術力の向上も影響し、取締り・摘発から逃れようと模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害

対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくが必要になっている。

## (2) 模倣品問題に対する特許庁の取組

## ① 各国政府への働きかけと支援

2009年に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、警察、裁判所等の取締機関職員を研修生として日本に招へいして知的財産権制度に関する研修を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関職員の人材育成を支援している。

また、2005年G8サミットにおいて、知的財産権の執行を強化するための新しい国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（以下、ACTA）」を我が国が提唱し、各国との交渉を経て<sup>2</sup>、2011年10月の東京における署名式で我が国を含む8か国がACTAに署名した<sup>3</sup>。2012年10月には、我が国は受諾書を寄託し、ACTAの最初の締約国となった。今後ACTAは6番目の批准書等が寄託された日の30日後に発効する。

ACTAは、模倣品・海賊版対策の実効性を高めるため、WTO/TRIPS協定における執行に関する枠組みを更に発展させたものであり、具体的には、税関の取締対象への輸出の追加、模倣ラベルの取引の違法化、視聴や使用を限定する機能が無効化する機器の取引の違法化などが規定されている。

ACTA締約国としては、二国間・複数国間協議など様々な機会を利用して協定への理解

1. インターネット上の被害とは、インターネット通販サイトやオークションサイトを使った模倣品の販売取引、インターネットにおけるコンテンツ等の著作物の違法コピーなどを指す。

2. 交渉参加国：日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコの11か国・地域

3. 署名国（2015年3月現在）

・日本、米国、カナダ、韓国、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ（2011年10月）

・EU及びEU加盟国（全28か国中22か国）（2012年1月）

・メキシコ（2012年7月）

を深めるとともに、アジア地域をはじめとした諸外国に対して協定への参加を促していくことが期待される。

### ②産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」が設立され、2015年で13年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案などについても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。

我が国特許庁としても、IIPPFの取組を支援しており、特に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実

用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。このほか、IIPPFではASEAN各国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

### ③模倣品対策に必要な情報の収集・提供

我が国特許庁では、海外における我が国企業の被害状況を把握するため、毎年度、アンケート調査を実施し、その結果を「模倣被害調査報告書<sup>1</sup>」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、海外事務所（北米、欧州、中国、韓国、台湾、東南アジア、インド）に調査員を派遣し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報を取りまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

### ④模倣品対策に関する相談への対応

我が国特許庁では、「政府模倣品・海賊版総合窓口」（経済産業省製造産業局模倣品対策室）及び関係省庁とも緊密な連携を図り、権利者からの模倣品（産業財産権侵害）に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めている。また、我が国中小企業等を対象として、外国が関係する模倣品等の産業財産権侵害に関する相談業務を実施している。さらに、各国の模倣対策情報（侵害対策ミニガイド）及び侵害対策に関する相談事例を基にQA形式で解説した「相談事例QA集」をウェブサイトにて提供するなど情報の提供に努めている。

1. <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.html>

## ⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2014年における警察等取締機関からの照会は1,144件であり、年々増加している。また、知的財産権の執行強化に向けて、我が国税関職員向けの知的財産に関する研修に講師を派遣する等、国内取締機関と

の連携の強化を図っている。

## ⑥消費者等に対する啓発活動

模倣品の購入を容認する消費者の割合が高い現状を踏まえ、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている。

## Column 36

### 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン ～ニセモノは、かわいくない！～

特許庁では、2003 年から知的財産権保護に対する消費者意識の向上に向け、広報事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施しています。

近年、手口の巧妙化やインターネット上の取引における被害の増加など、模倣品・海賊版による被害はますます複雑化・広範化しています。そして、内閣府が2014年に実施した知的財産に関する特別世論調査では模倣品の購入を容認する回答割合が、減少傾向にはあるものの4割を超えており、依然として、模倣品・海賊版撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図っていかねばならない状況です。

2014年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、若年層を重点ターゲットとし、「ニセモノは、かわいくない！」をキャッチコピーとして、キャンペーンを展開しました。

キャンペーンの効果として本広告を認識している消費者にアンケート調査を行ったところ、約7割が模倣品・海賊版の購入に対しては否定的な態度を示しました。

当該キャンペーンは消費者の模倣品・海賊版に対するモラル意識を確実に向上させています。特許庁は、今後も消費者の皆様に対して知的財産の重要性や模倣品の弊害を周知するための活動を行っていきます。



キャンペーンイメージ

## 5 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）締結の推進

これまで我が国は、経済的にも文化的にも関係の深いアジア諸国を中心に経済連携協定（EPA）の締結を積極的に行ってきた。こうした中、貿易・投資拡大に資する環境整備の取組の一環として知的財産分野についてもEPA交渉の一分野に含めている。知的財産分野での交渉において我が国は、相手国との通商関係や知的財産問題の大きさ等を考慮しつつ、（i）十分、効果的かつ無差別的な知的財産保護、（ii）知的財産保護制度の効率的で透明性のある運用、（iii）十分かつ効果的なエンフォースメント、が確保されることを目指している。

我が国はこれまで、15の国・地域（※具体的な国・地域名については下記の参考を参照。）とEPAを発効・署名済みであり、これらのEPAでは、手続の簡素化・透明化、知的財産権の保護強化やエンフォースメントの強化といった内容が盛り込まれており、TRIPS協定の保護水準を上回る知的財産権保護の強化が規定されている。

### 〈交渉中のEPA〉

カナダ、コロンビア、トルコ等とのEPAの締結に向け交渉を行っている。さらに、広域・大型の経済連携として、アジア大洋州諸

国との環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans-Pacific Partnership）、欧州連合との日・EU EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）、日中韓 FTA の交渉を行っている。

### 〈参考：発効・署名済みのEPA〉

- ① 日・シンガポール EPA(2002年11月発効)
- ② 日・メキシコ EPA(2005年4月発効)
- ③ 日・マレーシア EPA(2006年7月発効)
- ④ 日・チリ EPA(2007年9月発効)
- ⑤ 日・タイ EPA(2007年11月発効)
- ⑥ 日・インドネシア EPA(2008年7月発効)
- ⑦ 日・ブルネイ EPA(2008年7月発効)
- ⑧ 日・ASEAN 包括的 EPA(2008年12月から順次発効)
- ⑨ 日・フィリピン EPA(2008年12月発効)
- ⑩ 日・スイス EPA(2009年9月発効)
- ⑪ 日・ベトナム EPA(2009年10月発効)
- ⑫ 日・インド EPA(2011年8月発効)
- ⑬ 日・ペルー EPA(2012年3月発効)
- ⑭ 日・オーストラリア EPA(2015年1月発効)
- ⑮ 日・モンゴル EPA(2015年2月署名)